

「外国証券取引口座約款」新旧対照表

平成27年12月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>第24条（共通番号の届出）</u>            申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第24条の2（届出事項）</u>            申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）<u>及び共通番号</u>等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p>	<p><u>第24条（届出事項）</u>            申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p>
<p>第25条（届出事項の変更届出）            申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>共通番号</u>等に変更のあったときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第25条（届出事項の変更届出）            申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>
<p>第29条（契約の解除）            1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。            (1)～(3) 省略  <u>(4) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>	<p>第29条（契約の解除）            1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。            (1)～(3) 省略            (4) （新設）</p>

新	旧
<p><u>(5)</u>申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>(6)</u>申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(7)</u>前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p>	<p><u>(4)</u>申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>(5)</u>申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(6)</u>前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p>

以上